

第2回事業評価監視委員会からの意見に対する対応状況

計画名称	該当箇所	意見要旨	対応状況
1. 高度浄水施設整備事業	<p>評価の内容 P 2</p> <p>「■事業の概要」のうち「経緯」の欄</p>	<p>これまでも対策を講じてきている表現や、最新の技術を使用したものである記述が必要ではないか。</p>	<p>指針に基づき対応している経緯および技術開発の動向を記載しているが、分かりにくい表現となっているため、公表時に別紙として事業開始以前における対策等の補足説明をホームページ上に掲載する。</p>
	<p>評価の内容 P 3</p> <p>「■事業をめぐる社会経済情勢等」のうち「当該事業に係る水需要の動向等」の欄</p>	<p>給水人口の乖離の原因と見直しについて記載できないか。</p>	<p>厚生労働省との協議により、評価原案には給水人口の予測を見直した結果のみを記載していることから、公表時に別紙として給水人口の乖離の原因と見直しについて補足説明をホームページ上に掲載する。</p>
	<p>評価の内容 P 5、6</p> <p>「■費用対効果分析」のうち「費用便益比」の欄</p>	<p>費用便益比を算定する際のセントラル浄水器の価格は適正なのか。市場価格を示すことは可能か。</p>	<p>厚生労働省との協議により、市場価格を調査した単価を使用している。公表時に別紙としてセントラル浄水器の単価について補足説明をホームページ上に掲載する。</p>
	<p>評価の内容 (全般)</p>	<p>クリプトスポリジウムなど専門用語が多い。評価原案ではなく、公開するものに解説を作成することはできるか。</p>	<p>公表時に別紙としてクリプトスポリジウム、セントラル浄水器、紫外線処理施設の補足説明をホームページ上に掲載する。</p>